

厚生省組織令の一部を改正する政令案

(四月十四日着議案)

閣議上申 四月十九日

閣議 四月二十日

署名 厚生、総理

公布

昭和十五年十一月十四日
第百四号

3

法
制
局

31414

政令 第三号

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律

第百二十号）第七條第三項の規定に基き、この

政令を制定する。

厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）

ハ号一カ一部を次のように改正する。

第五十八条中「次の九課」を「未帰還調査部

のほかに、次の九課」に改める。

第五十九条中「中」を「未帰還調査部」に削

り、同条第四号中「他課」を「未帰還調査部及

び他課」に改める。

第六十条中「（未帰還者等の状況調査

を除く。）を削り、同条第六号を次のように

改める。

六 舞鶴地方引揚援護局の業務のうち引揚援

護に關する業務の指導監督に關するは、

第六十一條第一項第三号中「他課」を「未帰

還調査部及び他課」に改める。

第六十三條第一項第二号中「復員業務」を「

復員業務（未帰還者等の状況調査及び死亡処理等

に關する業務）を除く。以下同じ。

五 舞鶴地方引揚援護局、復員連絡局及び復

員連絡局各部の業務のうち復員業務の指導

監督に關するは、

第六十七條第一項中第七号を削り、第八号を

第六十九号中「他課」を「未帰還調査

部」に改める。

第六十九号中「他課」を「未帰還調査

部」に改める。

第六十九号中「他課」を「未帰還調査

部」に改める。

5a

部及び他課に改め、同号の前に次の一号を加

を、同条第二項を削る。

ハ 舞鶴地方引揚援護局及び地方復員部の業務のうち復員業務の指導監督に関すること。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由
厚生省設置法の一部を改正する法律の施行に
伴ひ、厚生省組織令の規定を整理する必要があ
る。これがこの政令を制定する理由である。

改正
△

△
よつて 厚生省の附屬機関である。未帰還調査が上げ揚

格譜白。却に改訂したりに伴ひ、

厚生省設置法等の一部を改正する法律案 抜萃

(厚生省設置法の一部改正)

第一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚防護局に未歸還調査部を置く。」に改める。

第七條第一項を次のように改める。

医務局。保険局及び引揚防護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四條の二に次の一項を加える。

2 未歸還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五條中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「公衆衛生局—環境衛生部」を「公衆衛生局—引揚防護局—環境衛生部」に

改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

この件關係主任官
厚生事務官 柴山 廉平

厚生省 弁人 第一二号

厚生省組織令の一部を改正する

政令の制定に關する件

厚生省組織令の一部を改正する政令を制定する必要がある。よ
つて、別紙政令案を提出する。

右閣議を請う。

昭和三十一年四月十七日

厚生大臣 小林 英三

内閣總理大臣 鳩山 一郎 殿

厚生省

厚生省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七
条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

厚生省組織令（昭和二十七年政令第百八十八号）の一部を次
のように改正する。

第五十九条第二号中「未帰還調査部、」を削り、同条第四号中
「他課」を「未帰還調査部及び他課」に改める。

第六十条第一号中「（未帰還者等の状況調査を除く。）」を削
り、同条第六号を次のように改める。

厚生省

六 海陸地方引揚授護局の業務のうち引揚授護に関する業務の
指導監督に關すること。

第六十二条第一項第三号中「他課」を「未帰還調査部及び他課
」に改める。

第六十三条第一項第二号中「復員業務」を「復員業務（未帰還
者等の状況調査及び死亡処理等に関する業務を除く。以下同じ。
）」に改め、同項に次の一号を加え、同条第二項を削る。

五 海陸地方引揚授護局、復員連絡局及び復員連絡局支部の業
務のうち復員業務の指導監督に關すること。

第六十七条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号

の次に次の一号を加え、第九号中「他課」を「未帰還調査部及び
他課」に改め、同条第二項を削る。

八 舞鶴地方引揚被服局及び地方復員部の業務のうち復員業務
の指導監督に関すること。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生
総 理

厚
生
省

理由

厚生省設置法の一部改正によつて、厚生省の附属機関である未
知選調査部が引揚被服局の部に改組されたのに伴ひ、厚生省組織
令の規定を整理する必要があるからである。

厚生省

政令第 号

厚生省組織令の一部を改正する政令案

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七
条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次
のように改正する。

第五十九条第二号中「未帰還調査部、」を削り、同条第四号中
「他課」を「未帰還調査部及び他課」に改める。

第六十条第一号中「（未帰還者等の状況調査を除く。）」を削
り、同条第六号を次のように改める。

六 舞鶴地方引揚援護局の業務のうち引揚援護に関する業務の
指導監督に關すること。

第六十二条第一項第三号中「他課」を「未帰還調査部及び他課、
」に改める。

第六十三条第一項第二号中「復員業務」を「復員業務（未帰還
者等の状況調査及び死亡処理等に關する業務を除く。以下同じ。
）」に改め、同項に次の一号を加え、同条第二項を削る。

五 舞鶴地方引揚援護局、復員連絡局及び復員連絡局支部の業
務のうち復員業務の指導監督に關すること。

第六十七条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号

の次に次の一号を加え、第九号中「他課」を「未帰還調査部及び
他課」に改め、同条第二項を削る。

八 舞鶴地方引揚援護局及び地方復員部の業務のうち復員業務
の指導監督に關すること。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

厚生省設置法の一部改正によつて、厚生省の附属機関である
帰還調査部が引揚援護局の部に改組されたのに伴い、厚生省統
令の規定を整理する必要がある。